

## 「元気とやま！子育て応援企業」登録制度実施要領

### （目的）

第1条 この制度は、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「元気とやま！子育て応援企業」として登録することにより、企業の実効性ある取組みの促進及び子育て支援の気運の醸成を図り、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりを促進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要領において、企業とは、富山県内に本社又は事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う法人又は個人（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

### （登録）

第3条 知事は、次の基準（以下「登録基準」という。）のいずれにも該当する企業を「元気とやま！子育て応援企業」として登録するものとする。

- (1) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、一般事業主行動計画を策定し都道府県労働局に届出していること
  - (2) 仕事と子育ての両立支援（以下「両立支援」という。）に関する一定の取組み実績があること（登録チェックシート（様式1）で自社の取組みを確認し、2つ以上実績があること）
  - (3) 一般事業主行動計画に定めた目標や対策の内容など、両立支援に向けた取組みを県ホームページ等で公表することに同意していること
  - (4) 過去3年間において次世代育成支援対策推進法や労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの関係法令（以下「関係法令」という。）に違反する重大な事実がないこと
- 2 知事は、前項の登録をした場合は、登録を受けた企業（以下「登録企業」という。）にその旨を通知し、「元気とやま！子育て応援企業」登録証（様式2）を交付するとともに、登録内容等について、広く周知を図るものとする。
- 3 登録企業は、別に定めるところによりシンボルマークを使用できるものとする。
- 4 登録の期間は、登録日から登録に係る一般事業主行動計画の計画期間の終了する日までとする。

### （申請）

第4条 前条の登録を受けようとする企業は、「元気とやま！子育て応援企業」ホームページの登録フォームに必要事項を入力の上、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 都道府県労働局へ提出した一般事業主行動計画策定（変更）届の写し
  - (2) 一般事業主行動計画の写し
  - (3) 登録チェックシート（様式1）
  - (4) 前号までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める書類
- 2 前項の登録フォームには、次に掲げる事項を入力するものとする。
- (1) 経営トップの子育て応援宣言

- (2) 策定・届出している一般事業主行動計画の内容
  - (3) 両立支援に向けた取組み
  - (4) 前号までに掲げるもののほか、企業概要等登録フォームに定める必要事項
- 3 知事は、第1項に掲げる書類及び前2項に掲げる事項の内容について、必要に応じ訪問などによるヒアリング調査を実施することができる。

(実績報告)

第5条 登録企業は、年度ごとに「元気とやま！子育て応援企業」ホームページの登録フォームにおいて、当該年度の両立支援に関する取組状況の実績報告を行わなければならない。

(登録内容の変更)

第6条 登録企業は、次に掲げる事項に変更があった場合は、変更登録申請を行わなければならない。

- (1) 企業名
- (2) 代表者名
- (3) 住所
- (4) 一般事業主行動計画

(登録の辞退)

第7条 登録企業は、登録基準を満たさなくなったとき又は登録継続の意思を失ったときは、速やかに知事に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 知事は、登録企業が次の事項に該当することとなった場合には、当該企業の登録を取り消すことができる。

- (1) 申請内容等に虚偽の記載があった場合
- (2) 第5条の実績報告を行わなかった場合
- (3) 登録基準を満たさないことが明らかになった場合
- (4) 関係法令に違反した場合
- (5) その他「元気とやま！子育て応援企業」としてふさわしくない事由がある場合

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

この要領は、平成26年3月1日から施行する。